

# 現場技術業務委託共通仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、農政部・林政部・県土整備部・都市建築部（建築を除く）が委託する現場技術業務（以下「業務」）に適用する。
2. 特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。
3. 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### 第2条 用語の定義

「監督員」、「現場技術員」、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、及び「報告」、の定義は次の各号に定めるところによるものとする。

1. 監督員とは、発注者が定める総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。
2. 現場技術員とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
3. 指示とは、監督員が受注者に対し、設計及び監督業務に関する方針、基準又は計画などを示し実施させることをいう。
4. 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
5. 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
6. 提出とは、受注者が共通仕様書に示された提出業務を履行することをいう。
7. 報告とは、受注者が工事施工により生じた事項で、監督員に通知しておく必要のあるものについて資料で監督員に知らせることをいう。

### 第3条 監督員

1. 発注者は、業務の履行について監督を行う監督員を受注者に通知（様式6）するものとする。監督員を変更した時も同様とする。
2. 監督員は、次の各号に定められた職務を行うものとする。
  - 一 受注者に対する指示、承諾及び協議
  - 二 業務の履行に必要な図書の作成及び交付
  - 三 受注者からの協議・提出・報告書の受理

### 第4条 現場技術員

1. 受注者は、特記仕様書第2条に定める資格を有する現場技術員を定め、発注者に現場技術員配置計画書（様式1）により報告しなければならない。なお、委託業務契約約款第9条の管理技術者と兼務できないものとする。
2. 現場技術員は、受注者の指示に従って、業務に従事しなければならない。
3. 発注者は、現場技術員のうち業務の履行に著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対し、その理由を明示して、その変更を求めることができるものとする。
4. 受注者は、現場技術員を変更しようとするときは、あらかじめ発注者に通知しなければならない。

5. 現場技術員は、業務の適正な履行を確保するため、次の事項に留意しなければならない。
  - 一 必要な設計および監督に関する業務を厳正に実施すること。
  - 二 対象工事の請負契約等の適正な履行を確保するため、第3条の2に定める必要な監督等（審査、立会、検測及び観察等）の補助的業務を厳正に実施しなければならない。
  - 三 工事請負者又は外部から、通知もしくは報告を受けた場合は、すみやかに監督員にその内容を正確に伝えるものとする。
  - 四 工事請負者又は外部へ、連絡もしくは通知を行う場合は、すみやかにその内容を相手に正確に伝えるものとする。
  - 五 請負工事の契約書、設計図書及び岐阜県建設工事共通仕様書等の内容を十分理解し、さらに工事現場の状況についても精通しておくものとする。
  - 六 業務に関する図書を正確に整理するものとする。
6. 現場技術員は、特記仕様書に定めるところにより、監督員と打合せを行うものとし、その結果について、相互に確認しなければならないものとする。

#### 第5条 現場技術業務委託着手届等

1. 受注者は、業務に着手した場合は、延滞なく現場技術業務委託着手届（様式2）を提出するものとする。
2. 必要のある場合は、指示・承諾・協議・提出・報告書（様式4）を届け出るものとする。
3. 受注者は、業務が完了した場合は、延滞なく現場技術業務委託完了届（様式3）を提出するものとする。

#### 第6条 委託業務実施計画書

受注者は、監督員の指示があれば、委託業務実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

#### 第7条 業務処理結果報告書

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書（様式5）を監督員に提出し、業務履行状況の点検等を受けなければならない。

1. その日に実施した業務の内容
2. その他、必要な事項

#### 第8条 貸与図書等

1. 受注者は、発注者から貸与を受けた図書及び物品について、善良なる管理を行わなければならない。
2. 前項の図書及び物品は、業務完了後、速やかに返還しなければならない。

#### 第9条 図書の整理

受注者は、監督員の指示があれば、監督員が工事請負者から受理する図書等の整理を適切に行わなければならない。

### 第2章 設計に関する現場技術業務の内容

#### 第10条 積算に必要な調査

受注者は、積算に必要な現場条件等の調査に当たっては、事前に監督員とその内容を協議の上行うものとし、調査結果は書面で監督員に提出するものとする。

#### 第11条 積算に必要な資料

受注者は、積算に必要な図面、数量の取りまとめ、各種の資料の作成等にあたっては、事前に監督員と協議の上行うものとし、その結果は書面で監督員に提出するものとする。

### 第3章 監督に関する現場技術業務の内容

#### 第12条 書類の審査

受注者は、監督員の指示により、工事請負者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）を審査し、その結果を監督員に報告しなければならない。

#### 第13条 立会・観察

受注者は、監督員の指示により、完成後に、外面から明視することができない工事または施工の進行過程を、記録写真等書類的な方法ではその状況を把握することが十分できない工事等について、現場で立会、観察する。その結果、設計図書に適合しない場合は、工事請負者に適合のための必要な助言を行うものとする。

また、工事請負者が工事契約の目的を達成するため当然施工しなければならないもので、工事目的物の変更を伴わないものの施工について必要な助言を行うものとする。

なお、受注者は、これらの結果を書面で監督員に報告するものとする。

#### 第14条 検測

受注者は、監督員の指示により、請負工事の施工について設計図書に示す所定の品質及び適正な出来形を確保するために現地で検測を行った場合、その成果を監督員に報告する。

また、その結果、不適合又はその恐れがあると認められる場合は、工事請負者に対し適合のために必要な助言を行い、その結果は書面で監督員に報告しなければならない。

#### 第15条 材料検査

受注者は、監督員の指示により材料検査を実施した場合、次の号の定める事項を付記してその成果を監督員に報告しなければならない。

1. 検査年月日
2. 品質、寸法等
3. 検査数量
4. 検査結果及び合格数量
5. その他必要と認められる事項

#### 第16条 工程管理

受注者は、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れのある場合、遅滞なく書面で監督員に報告しなければならないものとする。

## 第 17 条 品質管理

受注者は、工事請負者が仕様書に定めた品質管理試験を忠実に実行しているかを確認し、その結果を書面で監督員に報告しなければならない。

## 第 18 条 施工管理

受注者は、工事請負者が仕様書に定められた施工管理を忠実に実行しているかを確認し、その結果を書面で監督員に報告しなければならない。

## 第 19 条 図面と現地の不一致等

受注者は、業務中に、次の各号に掲げる事項又はこれに類する事項につき、工事請負者から通知を受けた場合、遅滞なく書面で監督員に報告しなければならない。

1. 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
2. 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が整合しないこと及び設計図書に錯誤または脱漏があることを含む）。
3. 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
4. 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
5. 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

## 第 20 条 段階確認及び検査の立会

受注者は、監督員及び発注者が行う請負工事に関する段階確認及び工事検査に立ち会い、求められる説明等に応じなければならない。

## 第 21 条 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を監督員に報告しなければならない。

## 第 22 条 設計変更、工事検査等に関する図書

受注者は、監督員の指示により、設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必要な測量、測定又は、図書等の作成をしなければならない。

## 第 23 条 工事請負者に対する支給品等

1. 受注者は、発注者が工事請負者に対して、支給又は貸与する物品について、監督員の指示があれば、その都度、受領書または借用書を工事請負者から徴し監督員に提出する。また、その物品の状況を明らかにしておかねばならない。
2. 受注者は、工事請負者から発注者に貸与品の返還があった場合、監督員の指示があれば、工事請負者から返還書を徴して監督員に提出する。また、その物品の状況を明らかにしておかねばならない。

## 第 24 条 協議又は対外折衝等に関する資料

1. 受注者は、監督員の指示により、地元又は関係機関等との協議又は対外折衝に必要な、測量、調査、検査、または資料の作成をしなければならない。
2. 受注者は、監督員が前項の対外折衝又は協議等を行う際、監督員の指示があれば、随行しなければならない。

#### 第 25 条 書面での報告

第 3 章の監督に関する現場技術業務の内容の各条にいう書面で監督員に報告することは、業務処理結果報告書（様式 5）または、岐阜県建設工事共通仕様書に定める様式及び監督員と協議し定めた様式によるものとする。

### 第 4 章 その他

#### 第 26 条 軽微変更

軽微な工事の変更（全体数量の変更のない場合）にあたっては、現場技術員がこれに当たる。

#### 第 27 条 契約金額の変更

工事の設計変更等により工事請負契約金額に増減が生じた場合、原則として契約金額の変更は行わない。

様式1

# 現場技術員配置計画書

平成 年 月 日

発注者

事務所長様

受注者

住所

氏名

印

業務の名称

現場技術員名簿

氏名	年齢	〇〇業務 経験年数	所有資格名	経歴書
				別紙の通り

※〇〇欄は委託業務に応じて「農業土木」、「森林土木」、「土木」を記載すること。

様式2

## 現場技術業務委託着手届

平成 年 月 日

発注者

事務所長様

受注者

住所

氏名

印

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した下記業務は、平成 年 月 日に着手したので届け  
ます。

記

1. 仕様書番号 第 号

2. 業務の名称

3. 業務の場所 郡 町 大字 地内 他 箇所  
市 村

4. 契約金 金 円

5. 業務の期間 日間 着手 平成 年 月 日

履行期限 平成 年 月 日





指示・承諾・協議・提出・報告書

監督権者	事務所長		総括監督員	担当課長		主任監督員	担当係長		一般監督員	担当者		管理技術者	
------	------	--	-------	------	--	-------	------	--	-------	-----	--	-------	--

様		発年月議日	平成 年 月 日	発議者	岐阜県 受注者
仕様書 番号	第 号	業名 務の称		受注者	
業務の 場所	郡 町 大字 市 村				
業務の 期間	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日				
指示・承諾・協議・提出・報告事項					
処 理 ・ 回 答					
上記事項については、了解・承諾・後日指示・受理する。協議のとおり施工すること。					
※協議事項に対して検討時間のかかる場合は、「後日指示」するものとする。 平成 年 月 日					

(注) 2部作成し、捺印後発注者と受注者が各1部保管するものとする。不要な文字は=で消すこと。

## 業務処理結果報告書

平成 年 月 日			担当課長	担当係長	係 員	担 当 者	管理技術者又は 現場技術員
曜日	天候						
実 施 業 務 の 概 要					そ の 他		

平成 年 月 日

受注者 様

岐阜県

事務所長

## 監 督 員 通 知 書

平成 年 月 日付けで請負契約を締結した次の業務について、現場技術業務委託共通仕様書第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり監督員を通知します。

### 記

1. 仕様書番号 第 号
2. 業務の名称
3. 業務の場所 郡 町 大字 地内 他 箇所  
市 村
4. 監督員名
  - (1) 総括監督員 (職氏名)
  - (2) 主任監督員 (職氏名)
  - (3) 一般監督員 (職氏名)